

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」
の検討経過について

1 検討事項

- (1) 国によるリスク評価のあり方に関すること
- (2) 事業場における化学物質等による労働災害防止対策のあり方に関すること
- (3) ラベル表示・SDS交付等の危険有害性情報の伝達のあり方に関すること
- (4) 化学物質等の管理に係る人材育成のあり方に関すること
- (5) その他職場における化学物質等の管理のあり方に関すること

2 開催経過

令和元年9月～令和2年9月までに計9回開催

第1回（令和元年9月2日）

- 事業場における化学物質等管理を巡る状況について
- 今後の進め方について

第2回（令和元年10月18日）

- 関係者からのヒアリングについて
 - ・経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
 - ・東京応化工業株式会社
 - ・JEC連合
 - ・UAゼンセン

第3回（令和元年12月6日）

- 関係者からのヒアリングについて
 - ・全日本フレキシソ製版工業組合
 - ・JXTGエネルギー株式会社持田伸幸氏
 - ・一般社団法人日本化学工業協会

第4回（令和元年12月26日）

- ヒアリングを踏まえた課題整理

第5回（令和2年2月5日）

- 今後の進め方
- サプライチェーン等を通じた化学物質等の危険有害性等の情報伝達について

第6回（令和2年5月27日）

- 化学物質等の危険有害性等の情報伝達について
- 事業場における化学物質等の管理・対策と中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方について

第7回（令和2年7月16日）

- 化学物質等の危険有害性等の情報伝達について（とりまとめ）
- 事業場における化学物質等の管理・対策と中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方について
- 今後の検討の進め方について

第8回（令和2年8月26日）

- 化学物質等の危険有害性等の情報伝達について（一般消費者向けの製品の取扱いについて）
- 事業場における化学物質等の管理・対策について
（作業環境管理、作業管理及び健康管理の関係について）
- 今後の化学物質管理のあり方について（規制の課題と今後の方向性）

第9回（令和2年9月30日）

- 化学物質等の危険有害性等の情報伝達について（一般消費者向けの製品の取扱いについて）
- 事業場における化学物質等の管理・対策について
（作業環境管理、作業管理及び健康管理の関係について）
- 今後の化学物質管理のあり方について（化学物質規制の仕組みの見直し）

3 検討事項の整理と検討の進め方

検討事項	あり方検討会とリスク評価ワーキンググループ（WG）の分担
ラベル表示・SDS交付等の化学物質等の危険有害性情報の伝達のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回（7/16）「検討会」で見直しの方向性をとりまとめ（P4参照）
事業場における化学物質等の管理・対策と中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方	
現行の制度の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・個別規制の遵守徹底については、中小企業に対する支援を含め、「検討会」で検討 ・リスクアセスメントの実効性の確保については、自律管理のあり方の議論と併せて「検討会」で検討
現行制度の課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境管理が困難な場合の措置、作業環境管理と組み合わせた健康診断の緩和、健診結果の長期保存、遅発性疾病の把握等について、「検討会」で検討（注）
個別規制と自律管理の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の見直し（具体化な措置内容）については「検討会」で検討。<u>規制の見直しに係る対象物質や判断基準の考え方は「WG」で検討。</u>
国によるリスク評価のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「WG」で検討（新規化学物質の有害性調査制度及び国が行う有害性試験のあり方を含む）</u>
化学物質等の管理を担う人材の確保等のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「検討会」で検討

（注）現行制度の課題への対応については、例えば、以下のような課題について検討

- 「作業環境管理」の原則に基づくことが難しい（有害物の気中濃度を十分に低く保つことが困難な場合）に、ばく露防止のための方策として、どのような仕組みが必要か。
- 直接接触により健康障害が発生するおそれがある化学物質を取り扱っている場合を除いて、作業環境管理が適切に行われ、気中の有害物質の濃度が管理濃度以下に維持されている場合等は、当該物質に係る健康診断の実施を免除する又は頻度を少なくするような仕組みは考えられるか。

化学物質等の危険有害性等の情報伝達について（とりまとめ）

【ラベル表示・SDS交付による情報伝達を徹底・充実させるための取組・支援】

1 行政による取組・支援

（支援）

- 現在国が進めているモデルラベル・モデルSDSの作成（これまで3,014物質を作成）について、以下の取組を強化・充実することとし、そのための体制整備・予算措置を進めることとする。
 - ・ モデルラベル・モデルSDSの作成を継続して実施し、数を増やす
 - ・ すでに作成したモデルラベル・モデルSDSの内容を最新の知見に基づいて更新する
- 中小企業支援として、以下の取組を進めることとする。
 - ・ 日本化学工業協会等の業界団体の協力も得て、化学工業等の民間企業のOB等を活用し、地域ごとに、専門人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討する
 - ・ ラベル・SDS作成について、中小企業等からの相談に応じ、必要に応じて専門家による助言を行う支援事業を引き続き実施する
- 国が様々な既存化学物質の危険性・有害性に関する知見・情報を収集し、ウェブサイト等で積極的に公表することとする。この際、情報源が一元化できるよう、関係省庁・機関で連携することとする。

（周知・指導）

- メーカー、輸入業者、商社、中間卸業者を含め、ラベル表示・SDS交付について周知啓発を強化する（法令を遵守していない事業者に対しては確実に是正を図らせるとともに、是正しない場合は、当該製品を使用する事業者や労働者に注意喚起をする観点から、対象製品名等を公表するなど、指導を強化する）こととする。

【ラベル表示・SDS交付による情報伝達を徹底・充実させるための取組・支援】（続き）

2 サプライチェーンを通じた取組・支援

- 現在、日本化学工業協会で行われているサプライチェーンを通じたリスク情報の共有を促進する観点から、先進的な取組を行う企業・団体を表彰などの制度等により支援する仕組みを検討することとする。

3 情報伝達を受ける側（ユーザー）の取組

- 化学物質を購入等した場合に、ラベルやSDSが添付されていない場合は、必ず販売元に問い合わせる、不明点がある場合は説明を求めるなどの行動を取ることを、リスクアセスメントの一環として明確に位置づけることとする。
- 一般消費者向けの製品であっても、ラベル表示・SDS交付義務対象物質を含むものを業務用を使用する場合は、事業者（ユーザー）は販売元にラベル表示・SDS交付を求めることができることとし、販売者（メーカー等）は、業務用として求めがあった場合は、ラベル表示・SDS交付を行わなければならないこととする。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

1 対象物質

- ラベル表示・SDS交付の対象とする物質については、以下の現状等を踏まえ、法令で義務対象とする物質を、国がモデルラベル・SDSを作成している物質（3,014物質）まで拡大することとする。
 - ・ 各事業場において、化学物質のばく露防止対策を講じるためには、当該物質の危険有害性、具体的な対策などの情報が不可欠であり、譲渡提供の際のラベル表示及びSDS交付はその情報入手のための重要な手段であること。
 - ・ ラベル表示・SDS交付義務対象物質は、GHS分類で危険有害性を有する全ての物質というのがGHSの考え方（EUや米国はこの考え方を導入）であるが、安衛法では対象物質を個々に指定する仕組みとなっており、現在、対象は673物質（発がん性2 B以上は約300物質）に限定されていること。また、SDS交付義務対象物質は、ばく露限界値が示されている物質に限ることとしていること。
 - ・ 現在のSDS交付義務対象物質では、「IARC2B以上の発がん性物質」のうち約200物質が対象となっていないなど、多くの重篤な遅発性の健康障害のおそれのある物質が対象とされていないこと。
 - ・ 化学物質の急性毒性を原因とする休業4日以上の死傷災害の3～5割が、SDS交付義務対象物質以外の物質で発生していること。
 - ・ 義務対象でない物質も含めて、全ての化学物質についてラベル表示・SDS交付を行っている事業者の割合は6～7割にとどまっており、義務対象となっていない物質について表示・交付しない理由のうち、「（法律の）義務対象となっていないため」との回答が、ラベルで55.7%（最多）、SDSで35.8%となっていること。
 - ・ 国は、事業者情報を追記すればそのままラベル・SDSとして使用可能な「モデルラベル・SDS」を作成・更新・公表しており、これまでに3,014物質について公表するなど、事業者の負担を軽減するため対応が行われていること。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

- ラベル表示・SDS交付義務対象物質を、モデルラベル・SDSが作成されている全ての化学物質にまで段階的に拡大するに当たり以下のものを優先することとする。
 - ・ 高い区分の有害性がある化学物質（国のリスク評価の考え方も踏まえ、発がん性の高いものから優先し（IARCのグループ1 ⇒ 2A→2Bの順で優先する）、次にその他の有害性の区分が高いものを優先する）
 - ・ これまでに労働災害を発生させた化学物質
 - ・ 日本国内での輸入量、生産量が多い化学物質
- 労働災害を発生させた化学物質が特定できるよう、労働者死傷病報告に原因物質の特定に資する情報の記載を求めるなど、労働災害の把握方法を見直すこととする。
- 義務となっている物質以外の物質であっても、危険性・有害性区分がある物質については、ラベル表示・SDS交付が努力義務となっていることの周知をさらに促進し、化学物質を流通させるときはラベル表示・SDS交付を行うことが基本であるという考え方を、行政、業界、労働組合が協力して広めることとする。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

2 ラベル・SDSの記載内容

- SDSに記載すべき項目として、「推奨用途と使用上の制限」を追加することについては、想定外の使い方に伴う新たなリスクの可能性をユーザーに認識させる観点から、記載義務項目に追加すべきかどうかについて引き続き検討する。

※GHSでは、SDSに記載すべき事項である「物質または混合物および会社情報」として、以下のとおりとされている。

<化学品の推奨用途と使用上の制限>

例えば難燃化剤、抗酸化剤などの物質または混合物の実際の働きについて簡単な説明を含む推奨もしくは意図された用途を示すこと。使用上の制限は、供給者は法令に定めのない推奨も含めてできるだけ多く記載すべきである。

- SDSの記載内容について、定期的に危険性・有害性に関する情報が更新されていないか確認しなければならないこととし、更新されている場合はSDSを再交付しなければならないこととする。
- 混合物については、中小企業等でも混合物のSDS作成が簡易に行えるようなツールを開発する等、国等が混合物のSDS作成支援を行うこととする。

3 SDSの交付の方法

- SDSの交付の手段として、譲渡・提供先に文書で交付する方法に代え、インターネット上で広く公表する方法でもよいこととし、例えば容器にQRコードを印字するなどして、容易にSDSの内容を確認することができるようにすることとする。
- 危険有害性情報について、クラウド等でデジタル情報として最新情報を共有・活用できるようなプラットフォームづくりを国において進めることとする。

【事業場内での取組】

1 自社の労働者に関する取組

- 危険性・有害性のある物質を取り扱う作業に従事する労働者に対して、初めて作業に従事させる時、作業方法を変える時、ラベルの内容に変更があった時には、ラベルの内容（ラベルの意義や絵表示の意味を含む）、作業上の注意点等について教育しなければならないこととする。
- 学校教育など、早い段階からのラベル教育の導入について検討を進めることとする。
- SDSに基づいて行うリスクアセスメントには、作業に従事する労働者を参画させなければならないこととする。
- 購入した化学物質を他の容器に入れ替える時又は自ら製造した化学物質を容器に入れるときは、ラベル表示その他の方法で労働者に内容物の種類だけでなくその危険有害性が伝わるようにしなければならないこととする。

2 外部委託を行う場合の取組

- 化学物質を取り扱う作業を外部に委託する場合（設備の改修、清掃等を請負業者に委託する場合など）は、例えばその設備で取り扱っていた化学物質の危険性・有害性や取扱い上の注意に関する情報などを、委託先に伝達しなければならないこととする。
（現行法令では、危険物又は大量漏えいで急性中毒を起こす物質を取り扱う設備に限定されているのを、SDS交付が義務づけられている物質に拡大することとする）
- 化学物質を廃棄物として廃棄物処理業者に処理を委託する場合などに、当該廃棄物に含まれる化学物質の危険性・有害性等の情報が伝達されるよう、WDSの仕組みを活用して徹底を図ることとする。

(参考) 「あり方検討会」における国によるリスク評価等のあり方に関する御意見

- 化学物質のリスク評価は各省ばらばらでなく統一するべき。
- 化審法の届出情報を共有して労災防止対策に活用できないか。
- 他省庁、他法令との連携を促進し、企業の化学物質管理の負担を軽減するべき。
- 新規化学物質の有害性調査で実施されている変異原性試験について、GHSの分類判定基準など国際的な整合性から位置づけし直す必要がある。